

## 令和4年度農山漁村女性地域共生モデル実証募集要領

### 1 目的

本県の農山漁村では、人口減少や高齢化の進行により、商店や福祉関連施設等が撤退し、日常生活に必要なサービスを受けることが難しくなる他、集落の生活を相互扶助により支えてきたコミュニティ機能の低下が懸念されている。

一方、女性農林漁業者は、地域農林水産物や郷土料理、地域の食文化を活用し、直売や農産加工、農家レストラン、農家民宿などの起業活動を行っており、これらの起業活動のノウハウは、「食」に関連する地域課題解決の取組に生かすことができる。農山漁村女性の得意分野である「食」に着目した共助のモデルとなる取組（以下、「地域共生モデル実証」という。）を実証する者（以下、「実施者」という。）を公募により選定する。

### 2 地域共生モデル実証実施期間

委託契約締結日から令和5年2月28日（火）

### 3 地域共生モデル実証実施内容

実施者は、県と委託契約を締結し、次の取組を実施する。

- (1) 地域が抱える課題把握のための検討会の開催
- (2) 地域の実情に応じ、異業種と連携したソーシャルビジネスの計画・実施
- (3) 実施結果の取りまとめ（実施報告書の作成）

### 4 実施者の条件

- (1) 地域で活動する農山漁村女性又は組織（女性農林漁業者を1人以上含んだ組織であること。）
- (2) 地域内の農業以外の業種（行政、福祉、医療関係等）と連携し、地域農林水産物や郷土料理、食文化等の「食」に着目した、地域課題解決につながる活動が可能であること。
- (3) 過去に地域共生モデル実証の委託を受けたことがないこと。
- (4) 同一の提案内容で、本事業以外の補助金等の交付を受けていないこと又は受ける予定がないこと。

### 5 委託料の上限

1モデル実証につき委託料の上限を30万円とする。

### 6 事業経費の範囲

事業の対象となる経費は、次に掲げる、実施期間内に直接事業に必要な経費であって、事業対象として明確に区分できるものに限る。

- (1) 報償費（講師等に対する謝礼。実施者自らに対するものは除く。）
- (2) 旅費（講師等の旅費・宿泊費、実施者の調査や打合せに係る旅費・宿泊

- 費。ただし、実施者の旅費・宿泊費は、総経費の1/3以内とする。)
- (3) 印刷製本費（資料等印刷費、調査用アンケート作成費、啓発等資材）
  - (4) 賃借料（講習会等の会場・体験ほ場・機材・バス等の借上料）
  - (5) 通信運搬費（発送料金、郵便料金）
  - (6) 消耗品費（事務用品費、講習会等で用いる食材費、その他必要な資材等）
  - (7) 人件費（新たな取組により生じた賃金）

## 7 応募方法

応募に当たっては、次の書類を最寄りの地域県民局地域農林水産部農業普及振興室へ持参又は郵送すること。

- (1) 提出書類  
地域共生モデル実証企画提案書（様式1、様式2） 1部
- (2) 提出期限  
令和4年6月30日（木）必着
- (3) 提出に当たっての注意事項  
提出された応募書類は返却しない。

## 8 実施者の選定

- (1) 書類審査により選定する。
- (2) 選定基準
  - ア 事業の趣旨との整合性
  - イ 提案内容の妥当性
  - ウ 実施方法の妥当性・効率性
  - エ 波及効果
  - オ 実施体制の適格性
  - カ 異業種との連携の有無
  - キ 必要経費の妥当性
- (3) 選定件数  
地域共生モデル実証の件数は、予算180万円の範囲内とする。

## 9 審査結果の通知等

- (1) 審査結果は、応募者全員に通知する。
- (2) 選定されたものは、内容や経費について県と調整を行った上で委託契約を締結し、事業を実施する。

## 10 実施者の責務

実施者は、地域共生モデル実証の実施内容・成果を積極的にPRし、公表するとともに、広く事業成果の普及・利用促進に努めること。

11 問合せ先

本事業の内容及び申請に関する質問等に関しては、下記の機関で受付する。

(1) 本事業全般に関する質問

機 関 名	住 所	電話・FAX
青森県農林水産部 農林水産政策課 農機改良普及グループ	〒030-8570 青森市長島1丁目1-1	TEL 017-734-9473 FAX 017-734-8133

(2) 応募先

地域	機 関 名	住 所	電話・FAX
東青	東青地域県民局 地域農林水産部 農業普及振興室	〒030-0801 青森市長島2丁目10-3 青森フコク生命ビル6階	TEL 017-734-9990 FAX 017-734-8305
中南	中南地域県民局 地域農林水産部 農業普及振興室	〒036-8345 弘前市蔵主町4	TEL 0172-33-4821 FAX 0172-34-4390
三八	三八地域県民局 地域農林水産部 農業普及振興室	〒039-1101 八戸市尻内町字鴨田7	TEL 0178-27-4444 FAX 0178-27-3323
西北	西北地域県民局 地域農林水産部 農業普及振興室	〒037-0046 五所川原市栄町10	TEL 0173-35-5727 FAX 0173-33-1345
上北	上北地域県民局 地域農林水産部 農業普及振興室	〒034-0093 十和田市西十二番町20-12	TEL 0176-23-4281 FAX 0176-25-7242
下北	下北地域県民局 地域農林水産部 農業普及振興室	〒035-0073 むつ市中央1丁目1-8	TEL 0175-22-2685 FAX 0175-22-3212